



2025年7月30日

各 位

会社名 株式会社秋田銀行
代表者名 取締役頭取 芦田 晃 輔
(コード番号 8343 東証プライム)
問合せ先 上席執行役員経営企画部長 林 口 哲 也
(TEL. 018-863-1212)

株式報酬としての自己株式処分に関するお知らせ

当行は、2025年7月30日開催の取締役会において、株式報酬としての自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 処分の概要

(1) 処分期日	2025年8月19日
(2) 処分する株式の種類および数	普通株式 35,500株
(3) 処分価額	1株につき 3,210円
(4) 処分総額	113,955,000円
(5) 処分予定先	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (役員報酬B I P信託口)
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法による臨時報告書を提出しております。

2 処分の目的および理由

当行は、当行の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。以下同じ。）および執行役員の中長期的な業績向上および企業価値増大への貢献意欲を高めることを目的として、役員報酬B I P信託を活用した業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しており、2025年4月25日開催の取締役会において本制度の継続について決議し、2025年6月25日開催の第122期定時株主総会において、本制度の内容の一部改定について承認を受けております。また、2025年度より当行の理事（取締役および執行役員と併せて、以下「取締役等」という。）を本制度の対象者に追加しております。

役員報酬B I P信託の概要については、2025年4月25日付で公表いたしました「業績連動型株式

報酬制度の継続および一部改定に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式処分は、役員報酬B I P信託の期間延長にともない、当行が三菱U F J信託銀行株式会社との間で締結する役員報酬B I P信託契約の共同受託者である日本マスタートラスト信託銀行株式会社に対して行うものであります。

処分株式数につきましては、株式交付規程に基づき信託期間中に取締役等に交付を行うと見込まれる株式数であり、その希薄化の規模は発行済株式総数に対し0.20%（小数点第3位を四捨五入、2025年3月31日現在の総議決権個数177,985個に対する割合0.20%）となります。

本自己株式処分により割当てられた当行株式は、株式交付規程に基づき取締役等に交付が行われるものであり、本自己株式処分による株式が一時に株式市場に流出することは想定されていないことから、株式市場への影響は軽微であり、処分株式数および希薄化の規模は合理的であると判断しております。

3 処分価額の算定根拠およびその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、本自己株式処分に係る取締役会決議日の前営業日（2025年7月29日）の株式会社東京証券取引所における当行株式の終値である3,210円としております。当該価額を採用することにしたのは、取締役会決議直前の市場株価であり、算定根拠として客観性が高く合理的であると判断したためです。

なお、上記処分価額につきましては、監査等委員会が、処分価額の算定根拠は合理的なものであり、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4 企業行動規範上の手続

本自己株式処分による株式の希薄化率は25%未満であり、支配株主の異動もないことから、株式会社東京証券取引所の定める有価証券上場規程第432条に定める独立第三者からの意見入手および株主の意思確認手続は要しません。

(以 上)